

呉市立白岳中学校生徒指導規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

(4つの原則)

第2条 児童の権利に関する条約に基づき、生徒は、4つの原則で守られる。

- (1) 生きる権利・・・病気やけがをしたら治療を受けられること。
- (2) 育つ権利・・・教育を受け、休んだり遊んだりできること。
- (3) 守られる権利・・・あらゆる種類の虐待や搾取から守られること。
- (4) 参加する権利・・・自由に意見を表したり、活動を行ったりできること。

(ダイバーシティ)

第3条 人種、性別、国籍、障害の有無等、多様な考えを受け入れ、互いに認め合い生活すること。

第2章 学校生活に関すること

(時間)

第4条 生徒は時間を守り、規律ある生活を送らなければならない。

- (1) 8時25分までに登校し、着席しておく。(8:15に下足場を通過しておく。)
- (2) 学校朝会や生徒朝会があるときは、体育館に8時25分までに集合する。
- (3) 各授業では、授業準備をしてチャイムが鳴る前に着席(着ベル)しておく。なお、授業前後の挨拶は、語先後礼で行う。
- (4) 下校時間(完全下校)は、学年末試験終了から10月末まで18:00、11月から学年末試験終了後までを17:30とする。

(髪型等)

第5条 社会の一員としてふさわしい髪型とし、次のとおりとする。

- (1) 清潔で勉強や運動に適したもの。
- (2) 前は目にかからない程度、後は肩にかからない程度。
- (3) 肩にかかるときは、耳よりも下で一つか二つに結ぶ。(結ぶときは黒のゴムを使用)
- (4) ピンを使用するときは派手でないもの、特大でないもの。(リボンなど飾りを目的としたものはつけない)
- (5) 眉毛は意図的に細くしない。
- (6) 整髪料は使用しない。
- (7) 染髪、脱色、パーマ、カール、三つ編み、その他特殊な髪型はしない。

(制服等)

第6条 校内外の学習活動及び登下校(休業日を含む)の際は、次のとおり、学校が定める制服を正しく着用すること。また、気温や湿度、各自の体調等に合わせて着用すること。ただし、儀式等の場合は、その限りではない。

〈制服〉

- (1) 学校が定める制服の組み合わせは、次のとおりとする。
 - ① 上着(標準学生服)+ズボン(ストレート型で標準マークの入っているもの)
 - ・ベルトは黒、紺とする。
 - ・シャツは白のカッターシャツまたは学校指定のポロシャツを着用する。暑いときは、半袖カッターシャツまたは学校指定の半袖ポロシャツを着用してもよい。(シャツは必ずズボンの中に入れる)

- ・寒いときは、上着の下に黒、紺、灰、茶の派手でないセーターを着用してもよいが、セーターで行動しない。
- ② 上着（学校指定）＋ジャンパースカート・夏用ジャンパースカート（学校指定）
 - ・学校指定のブラウスを着用する。暑いときは、学校指定の半袖ブラウスを着用してもよい。
 - ・寒いときは、学校指定のカーディガンを着用し、カーディガンで行動してもよい。
- ③ 上着（学校指定）＋スラックス・夏用スラックス（学校指定）
 - ・学校指定のブラウス・ポロシャツを着用する。暑いときは、学校指定の半袖ブラウスまたは学校指定の半袖ポロシャツを着用してもよい。（シャツは必ずスラックスの中に入れる）
 - ・寒いときは、学校指定のカーディガンを着用し、カーディガンで行動してもよい。
- (2) 校内では、名札を左胸につける。
- (3) シャツの下に白、黒、紺、灰、ベージュの無地の下着を、見えないように着用する。
- 〈通学靴〉
- 白い靴で、ひも靴とする。ただし、革製、色つきライン、アップシューズ、テニスシューズ、ハイカットは禁止とする。
- 〈靴下〉
- (1) 白、黒、紺の無地のソックスとし、（ワンポイントは可）くるぶしソックスは不可とする。
- (2) 防寒用にベージュ、黒または紺色のタイツを着用してもよい。ただし、装飾性のないものに限る。
- ※ストッキングやタイツを着用する時は、ソックスは履かなくてもよい。
- 〈防寒着〉
- (1) 登下校時に、学校指定のウィンドブレーカーを着用してもよい。（登校時は、教室まで、下校時は、帰りの会終了後、教室から着用してよい。）ただし、学校行事、体育の授業、部活動等、許可された場合も着用を認める。
- (2) 手袋、マフラー、ネックウォーマーの使用は、派手でないもの（セーターに準ずる）で、登下校時のみ下足場まで、または、下足場からであれば許可する。マフラーは上着の丈より長くならないように着用する。
- (3) 膝掛けは禁止とする。
- (4) 耳当は不可とする。
- 〈通学バッグ〉
- 学校指定のものを使用する。キーホルダー、お守り、ぬいぐるみ等、バック（部活動で使用するバックを含む）には何も付けない。また、落書きをしない。
- 〈上履〉
- (1) 校舎内は学校指定のスリッパを使用する。スリッパに落書きをしない。
- (2) 体育館では、学校指定の体育館シューズを使用する。
- (3) 下履き、スリッパ、体育館シューズの区別をつけなければならない。
- （化粧・装飾・装身具等）
- 第7条 化粧・装飾・装身具については、次のことを指導する。
- (1) 口紅（色つきや匂いつきリップクリームを含む）、マスカラ等の化粧類をしない。また、香り付きの制汗剤等を使用しない。
- (2) マニキュア等、爪や身体への装飾をしない。
- (3) ピアス・指輪・ネックレス・サングラス・カラーコンタクト・ミサンガ・帽子（授業や部活動等に許可された帽子については可）などの装身具をつけない。

(その他)

第8条

- (1) 携帯電話やスマートフォンの校内持ち込みをしない。
- (2) 学校生活に必要なものを持ってこない。(お金、菓子、雑誌、マンガ、ゲーム、刃物(カッターを含む)、ライター、スプレーなど)
- (3) 許可なく勝手に校外に出ない。やむを得ず出る場合は、先生の許可を得ること。
- (4) 生徒同士でのお金や物品の貸し借り、物品の売買をしない。
- (5) 登下校時に買い食いをしていない。
- (6) 自転車通学をしない。
- (7) 火遊び、エアガンなどの危険な遊びをしない。
- (8) 夜間外出、外泊、ゲームセンター、カラオケ、飲食店への入店をしない。(保護者同伴は除く)
- (9) 学校内・教室内のものは大切に使い、いつもきれいに整理整頓する。
- (10) 学校内・教室内のものが破損したら、すぐに報告する。
- (11) 校舎内を走ったり、手すりに腰かけたりするなどの、危険な行為をしない。
- (12) 特別教室・体育館・グラウンドなどへの移動のときは、係が責任持って戸締りをする。
- (13) 日直・係の仕事は責任を持って行う。
- (14) 交通ルールを守り、事故に気をつける。また、地域の人に迷惑をかける。
- (15) ロッカー、机の中・横には決められたものだけを置く。教科書・ノートなど、許可を得たもの以外は学校には置かない。
- (16) 自分の持ち物には、すべて名前を書く。
- (17) 体育・実習・部活動では、決められた服装をする。
- (18) 人の話を真剣に聞く、伝達や掲示物にはしっかり注意を向ける。

第3章 特別な指導に関する事

(問題行動への特別な指導)

第9条 次の問題行動を起こした生徒で、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。

- (1) 法令・法規に違反する行為
- (2) 本校の規則等に違反する行為

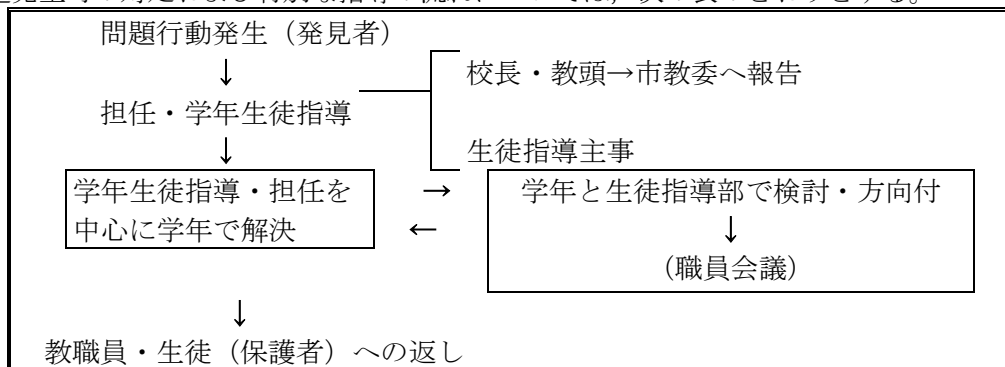
具体的な指導の流れについては、次頁に示す。

第10条 特別な指導を行う場合、生徒が落ち着ける場所として、本館3階の相談室を設置する。

第11条 指導する期間について

- (1) 基本的には、1～3日間指導し行動票(反省文)を記入する。ただし、必要に応じて校長が期間を決定することもある。

問題発生時の対処および特別な指導の流れについては、次の表のとおりとする。



指導の流れ

問題行動	指導の流れ	事後指導
間食 アメ・ガム ジュース等	①発見者（その場で指導） ↓ ②担任（取り上げ，口にあれば出させる） ↓ ③本人への指導・学級指導 ↓ ④保護者へ連絡	度重なる場合は家庭訪問，あるいは保護者に来校してもらい連携する。
落書き	①発見者 ↓ ②生徒指導主事・管理職（書き写す・写真） ③以後は上記のとおり ・内容によっては該当学年に報告	保護者に連絡 ※内容によっては，本人に消させる指導，または保護者に来校してもらい消させる。 ※やった者がわからない場合，生徒に事実を伝え考えさせる。（落書きは撮影後消す。）
非常ベルの いたずら	①ベルが鳴ったら，直ちに活動をやめ，校内放送の指示を待つ ②放送室の火災受信機で場所の確認 ③現場へ急行し，誤報かどうか確認 ④いたずらの場合，状況の聞き取り ⑤本人への指導 ⑥全体への返し	【避難した場合】→訓練とおり 【いたずらの場合】 ・わかった場合は，指導もしくは保護者に連絡 ・わからない場合は全体を指導 いたずら・事故の場合は帰るまでに生徒に説明をする。
喫煙	①発見者（その場で指導） ↓事実確認・取り上げ ②学年生徒指導 ↓本人に指導 ③担任 ↓ ④保護者へ連絡 （その場にいた生徒も指導）	1回目→保護者を呼び，担任・生徒指導主事で指導 2回目→保護者を呼び，担任・生徒指導主事・管理職が指導し，3回目の指導内容を予告 3回目→保護者を呼び，生徒指導主事・担任・管理職で本人を説諭。喫煙の習慣が止むまで，家庭での指導を依頼 ※必要に応じ，警察等関係諸機関連携
器物破損	①発見者 ↓ ②生徒指導主事・管理職 ↓ ③担任 ↓ ④保護者	保護者に連絡 ※保護者に弁償してもらう。

万引き	①原則として、保護者が店に行 って本人の引き取り ②保護者がいない場合 連絡受け ↓ 学年生徒指導・担任・他 ↓ 店で本人を確認 ↓ 学校へ連れ帰り，保護者連絡	①の場合：保護者と連携して，来校して もらい本人を指導 ②の場合：保護者に来校してもらい，本 人への指導後，引き取ってもらう。 （品物の買い取りと店への謝罪）
生徒間暴力	①両方の生徒から事情を聞く ②怪我をしている場合は保護者 と連携し，病院へ連れて行く 必要に応じて診断書を取る ③加害生徒へ指導 ④加害生徒の保護者を呼び事情 を説明 ⑤被害生徒宅を訪問し，担任・ 生徒指導主事（管理職）で事情 説明・指導経過と謝罪 ※③～⑤は当日中に	①被害を受けた生徒の家に加害生徒と保 護者，担任（生徒指導主事・管理職）で 謝罪に行く。 ※できるだけ当日中に行う。 ・学校の方向性が出ていれば伝える。 些細な喧嘩であれば，電話での謝罪等状 況に応じて行う。 ※必要に応じて警察等関係諸機関との連 携を図る。 ※対教師暴力に準じた特別な指導。 ◆日数は，他の生徒の安全が確保できる まで。
対教師暴力	①怪我をしている場合は病院へ 運ぶ（診断書） ②本人への事実確認 ③緊急学年会・生徒指導部会， 職員会議 ④保護者を呼び本人を引き取っ てもらう ⑤場合によっては被害届を出す	①保護者と本人で相手教師に謝罪 ②この事件が他生徒に与えた影響を冷静 に振り返らせ，教師との信頼関係を回復 していく。 ※最低3日間の反省を別室で行う。 ◆本人が素直に反省できない場合，再発 防止の観点から，落ち着いて学校生活が 送れるまで保護者と綿密な連携を行う。 （※◆は場合によってはの取り組み例） ※必要に応じて警察等関係諸機関との連 携を図る。
他校訪問 他校生徒との 問題行動	①連絡受け ↓ ②学年生徒指導・担任 ↓ ③相手校に行き，本人を確認後， 学校に引き取り保護者連絡	相手校で本人が指示に従えない場合は， 保護者に来てもらい引き取ってもらう。 その後，指導する。 ※他校生徒が来た場合，まず帰るよう に指導，同時に相手校に連絡する。 帰らない場合は引き取りにきてもらう。 必要に応じて警察に通報する。

問題行動	指導の流れ	事後指導
いじめ	①把握者 ↓ 担任・生徒指導主事・管理職 ②生徒指導部で対応検討 (受けた生徒の保護) ③指導 ④報告 指導状況を教職員が把握 ⑤クラス・学年への指導	・受けた生徒から話を聞く、及び保護者と連携する。 (今後の動きを含め、指導経過を保護者に報告する) ※個人や一部の教職員だけで判断したり、抱え込んだりしない。
シンナー等吸引及び所持	①生徒から事情を聞く ②症状がひどい場合は病院へ ③学年会議及び管理職、生徒指導主事に報告 ④保護者を呼び、本人を引きとってもらう	①保護者に来校してもらい、担任・生徒指導主事で指導する。 ②シンナー吸引の習慣が止むように家庭で保護してもらう。 ③度重なる場合は、関係諸機関と連携する。 (本校生徒でない場合は警察へ連絡)
無免許運転	①発見者 (その場で呼び止め、学校へ通報) ↓ 生 指 ↓ 担 任 ↓ 保護者連絡 } 本人へ指導	・本人指導 ・保護者と連携して来校してもらい、本人を指導する。 ※命を粗末にしていること、法を破る生き方を続けるのは耐えられないという思いで指導する。 ※必要に応じて、警察等関係諸機関との連携を図る。
家 出	①初動対応 [連絡・速報] 管理職・生指主事、教育委員会へ連絡 [情報収集] 保護者と連携・情報交換 [緊急会議] 情報集約、対応策検討 ②捜査 チーム編成 (窓口担当、携帯所持、時間帯)、警察連携 ③帰宅後の対応 当該生徒への指導・支援、保護者への助言、他生徒への指導	
指導に対する無視、反抗、暴言	①発見者が職員室へ応援を求め、複数で対応 ②学年で生徒指導 (別室指導) ※管理職と生徒指導主事に報告 ③担任が指導後、発見者へ謝罪させる ※管理職と生徒指導主事に報告 ④担任が保護者へ連絡	・本人指導 ※2回目の場合や程度によっては、保護者に来校してもらう。

他の出来事に対する対処（ルール違反を含む）

出来事	指導の流れおよび事後指導
学校に不要物を持って来た場合	・不要物を預かり，指導。学期末懇談で返却する。場合によっては保護者連絡。 <u>携帯電話の場合は，保護者が取りに来る時のみ，指導後に当日でも返却を認める。</u>
服装・髪型が整っていない場合	①登校時，正門で又は職員室・朝の会で身だしなみを，整えさせる。 ②違反がある場合，すぐに直せるものは直させ，そうでないものについては，保護者と連携して，期日を設けて直させる。 ③授業のはじめに，身だしなみを整えさせる。
遅刻（朝・授業）が目立つ場合	①保護者連絡及び説諭。 ②朝の時点で連絡なしの不在の場合は必ず電話連絡を取る。
早退をする場合	①必ず保護者に連絡する。（留守の場合は職場に連絡する） ②連絡が取れない場合は必ずその日のうちに連絡する。 ③生徒は帰宅したら学校に連絡を入れさせる。
無断授業欠課 行方不明	①授業担当者が必ず不明生徒を職員室に連絡する。 （教師・生徒） ②連絡を受けた後 校内を探す→校内にいない場合は保護者に連絡 ③生徒発見後 保護者に連絡→家庭連絡や家庭訪問
保健室利用のしかた	①利用は原則として休憩・放課後。授業中の場合は先生の許可を得てから。 ②休養は回復の見込みのある場合に1時間。よくならない時は，早退（家で休むか病院で診察）する。その場合は学校から家庭に連絡がついてから。 ③休養もしくは早退する時は，生徒は保健室からの連絡票を授業担当者に提出する。
生徒が怪我をしたり，急病になったりした場合	①応急手当・医師の手当が必要かどうか判断（養護教諭） ②保護者に連絡 1：担任 2：養護教諭 3：学年の教員 ③病院へ搬送 保護者・教員・養護教諭 ※救急車を要請した場合は，学校安全課と連携する。 ④病院へ搬送した者で養護教諭と管理職に報告 ⑤事後処理 ※スポーツ振興センターの手続き ※生徒指導の必要性がある場合 （担任・学担・生指・管理職・養護教諭などで指導） ・学期ごとに実態を報告し総括する。

第4章 その他

第12条 この規程に定めるもののほか，本校の生徒指導に必要な事項は校長が別に定める。

附則 この規程は，令和6年4月1日から施行する。